

廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1．事業の概要

建設リサイクル法は、法施行時において全国的にリサイクル処理が可能である4つの特定建設資材について、法の対象としてきたところであり、再資源化率も目標値を既に超えるなど順調に行われている。

本年5月に施行後5年が経過し、附則に定められた見直し時期を迎えたことから、今後、見直しの検討を行っていくこととしており、これを踏まえた建設リサイクル法の円滑な施行のための普及啓発等を行うとともに、建設廃棄物のより一層の再資源化促進を図るため、新たな特定建設資材の追加検討を行うための基礎調査を行うものである。

2．事業計画

建設リサイクル法の普及・啓発事業等（平成20年度～）

建設リサイクル制度について、解体事業者、消費者、地方公共団体等の関係者に対して、ポスター、パンフレット等を通じて周知徹底することにより、法の円滑な施行を図る。

廃石膏ボードの再資源化促進方策検討事業（平成20年度～）

今後、排出量の増加が見込まれる廃石膏ボードについて、再資源化状況に関する調査を実施し、再資源化の状況と技術開発状況、自治体における対応等を調査するとともに、学識者、業界等からなる検討会を設置し、再資源化の方策を検討する。

3．施策の効果

建設リサイクル法に基づき、建設廃棄物の適正なりサイクルの推進が期待できる。

再資源化状況に関する調査等により、廃石膏ボードの状況を正確に把握することで、再資源化の円滑な施行に資する。

4．備考

建設リサイクル推進事業費 33,100千円

（目）職員旅費

（目）環境保全調査費（民間事業者に対する請負事業により実施予定）

（内訳）

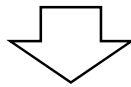
建設リサイクル法の普及・啓発事業	5,389千円
行政報告の電子化の検討	15,070千円
廃石膏ボードの再資源化促進方策検討	12,641千円

【建設リサイクル推進事業費】

【建設リサイクル法の普及・啓発事業】

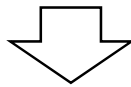
・本年5月に法施行後5年を経過し、附則に基づき見直し検討を行う予定。

【改正を行う場合は、次期通常国会に改正法案提出予定】



法の内容を周知徹底することにより、関係者意識向上を図る

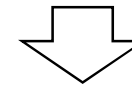
ポスター、リーフレット等により重要性を周知徹底



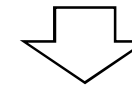
不法投棄の減少など法の円滑な施行を図る

【廃石膏ボードの再資源化促進方策検討】

- ・廃石膏ボードの排出量が、2005年度140万トン→2010年度176万トン、2013年度199万トンに達する見込み。
- ・最終処分量の約1割が廃石膏ボードである。
- ・最終処分場において、廃石膏ボードに起因する硫化水素ガスの発生事例が多発。



廃石膏ボードの再資源化等処理方策の検討が必要
再資源化の状況、技術開発の状況、自治体の対応状況について調査検討



安全性を担保し、再資源化を促進することにより最終処分場逼迫を回避する。